

長久手市排水設備指定工事店のみなさまへ

**令和5年10月1日より、長久手市排水設備指定
工事店の指定に関する申請、届出は、下記で受付
ができるようになります。**

【郵送又は窓口提出先】〒456-0053

名古屋市熱田区一番三丁目2番44号

名古屋上下水道総合サービス株式会社(NAWS) 協会事務局分室

Tel:052-228-2611

電話・窓口の受付時間:平日9時～17時

(休業日:土・日・祝、年末年始12月29日～1月3日)

下記の市町分の申請、届出についても 上記提出先にて提出することができるようになります。

※長久手市分の申請・届出の場合は上記の窓口のほか、従来通り、長久手浄化センターへの提出も可能ですが、長久手市浄化センターでは他の市町への申請、届出の受付はできません。

上記窓口で受付可能な市町 ※下記以外の市町村の分は、上記の窓口へは提出できません。

名古屋市、瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、あま市、扶桑町、蟹江町、東浦町

(添付書類等の詳細は、別途掲載の名古屋市のチラシをご覧ください。)

対象となる申請、届出 (※排水設備工事の確認申請等は対象ではありません。)

- 1 新規指定の申請**
- 2 指定更新の申請**
- 3 指定事項の変更の届出**
- 4 指定証再交付の申請**
- 5 指定の廃止・休止・再開の届出**

なお、手数料の支払いや指定店証の交付は、従来通り各市町が行います。

お問い合わせ先 長久手市下水道課 (長久手浄化センター内)

TEL 0561-56-0624 FAX 0561-61-5311

電子メール gesui@nagakute.aichi.jp